

広報



ごよみかわら

発行所
五所川原市役所
349号
昭和50年4月1日
印刷 日刊民友新聞社

市の人口 男 25,108人 世帯数 13,697
51,977人 女 26,869人 (昭和50年2月1日現在) 住民基本台帳から



「出稼ぎ写真展」盛況

市出稼 対策室
など主催の「出稼者就労状況写真展」はさる3月21日から3日間「丸友」デパートで開かれ、期間中およそ2千人の観

覧者で賑いました。写真展には、出稼ぎ先の25社から130点が展示され、観覧者は食事や作業風景のなかに家族の姿をみつけ食い入るように観ていました。

こと、早いものである。十時、柏村の方から頼まれ、五高入学のお嬢さんの保証人となる。
財政課長から、緑関係予算総括の報告をうける。関係二十二課を総まとめすると九千八百万円の額にのぼるが、さらに再検討するよう指示する。ついで太陽と雪の課長より、新年度の緑化木植栽計画の集約の報告をうける。昭和四十一年の入学記念樹配布以来、今年でちょうど十年目となるがこれまで植栽したものをふりかえってみるとおおよそつぎのようになっている。
ウメ一六、四一五本、サクラ一三、二〇四本、マツ

市長日記
三月二十
二日(土)
晴
朝六時、
スズメとカ
ワラビワの
さわやかな
声に目が覚
める。昨日来の雨がすつかりあがついて春をひしひしと感ずる。
早朝より来客あり、九時飛島藤四郎さん宅に水をあげにゆく。亡くなられてからもう満三年を数える。まことに早いものである。十時、柏村の方から頼まれ、五高入学のお嬢さんの保証人となる。
財政課長から、緑関係予算総括の報告をうける。関係二十二課を総まとめると九千八百万円の額にのぼるが、さらに再検討するよう指示する。ついで太陽と雪の課長より、新年度の緑化木植栽計画の集約の報告をうける。昭和四十一年の入学記念樹配布以来、今年でちょうど十年目となるがこれまで植栽したものをふりかえってみるとおおよそつぎのようになっている。
ウメ一六、四一五本、サクラ一三、二〇四本、マツ

これまでの市民運動としては、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、市青協、電報電話局市職員を退職された方々などからのご協力などがあり、年毎に街の緑がその深さを増してきている。市民の方のお庭のみならず街路樹にもカワラビワの果が散見されるようになってきたことはうれしいことである。

二〇、七二〇本、メタセコイヤ一、四〇〇本、ヒメコブシ一八一本、スズカケの本二七三本、黄金樹一三一本、モミジ三五本、ヤナギ七八本、サツキ一、一〇〇本、アオキ四〇〇本、その他二、〇〇二本、総計五五、九三九本という本数である。五十年度は、ウメ二、八〇〇本、サクラ二、七四四本、マツ一、五〇〇本、黄金樹一、一四一本、ケヤキ七〇本、モミジ二〇本、その他三三三本という計画になっていて総計では一七、五九八本となる。このほか五十二年の「あすなる国体」の成功を祈念して、市民文化会館前にあすなるの苗木を三〇本植える計画である。

ひまわり
中
学
道

住みよい町づくりと環境の整備 市政所信を表明

佐々木市長

五十年、第一
回定例市議会

〈要旨〉

消費者意識の
高揚

これまでにおける市の対策としては、昨年一月に物

価流通班を設け、翌二月には消費生活相談所を開設して市民の日常生活における苦情や要望に応じ、適切な措置を講ずるとともに、従来までの浪費、使い捨て型の方向転換を図るなど、今後とも新たな経済、新しい生活のあり方と消費者意識の高揚に、なお一層の努力を傾注する所存であります。

財政の効率的な向上を

また、市内の中小企業を育成し、同時に庁用調達に適正と、経費の節減を図る目的で設けました「総合用度班」も業者登録制の採用をはじめ、集中調達の一元化、適正価格の把握などようやく軌道に乗りましたので新年度では、更に機構を強化して財政効率の向上を図りたいと存じます。

合併以来二十年を、今静かに振り返るとき、戦後の経済復興期から高度成長期を通じて地域社会は絶えず激動し、変ぼうしており、



佐々木市長

町村が地域的課題へ対処するため果すべき役割は、誠に大きいものがあります。また、市町村行政の内容

地方行政のこれに対する対応も困難を極めたということが出来ます。

全国的な傾向として、国民生活の都市化は、農村地域における住民の生活様式を都市化させ、農村地域における市町村でも、都市行政に手を染めざるを得なくなり、当市でも例外ではありません。

加えて、快適な生活への住民要求は、ますます高まり、しかも日常生活に派生する問題の解決に当って、公共の役割に期待する部分があります。ますます大きくなつて

農政重点の産業振興

いりました。

躍進する五十年代の幕明け

社会開発の比重が高くなり、例えば、文教施設の整備、住宅の建設、街路、公園など生活環境施設の充実等の仕事は、基本的には市町村の仕事にはかならず、

この意味で市町村が地域的課題へ対処するため果すべき役割は、誠に大きいものがあります。また、市町村行政の内容

は、年を経るごとに複雑多岐にわたり、その果すべき機能は、いよいよ拡大し、質の向上が必要となるに伴い、その賄うべき経費も増高の一途をたどり、しかもその財源に限界があることは申すまでもありません。

このことから新年度では行政需要の拡大と人事、労務管理の徹底を期するため機構改革を実施し、その内容は、土地改良事業の本格化と第二次構造改善事業の着手など農政重点の施策を展開するため、従来の土地改良室を課に昇格、また、公

金取扱上の事故が発生しないようチェック機能の確立と、労務、人事管理の徹底を図る目的で徴収事務を扱う収納課を新設するものであり、更に、行政課を廃し情報課に吸収、財政課を財政用度課に名称を改め、予算、管財とは別に、新たに用度係を新設、業者の登録制、物品調達の集中管理を図り、より公正な調達と物件費の節約に努めようとするものであります。

前に申し述べた如く、昭和五十年は、当市にとって大きく躍進する五十年代の幕明けとなる意義深い年と言えます。新時代の到来を

眼前にして、農業を初めとする諸産業は、今年こそ体質改善のピッチを上げなければなりません。

これは、言いかえるなら増大する中央との交流に堪え得る基礎づくりだからです。一方では、物価高と不況の深刻化が市民生活に大きく影響する中で市民の生活を守り、生活環境の整備などに積極的に取り組まねばなりません。

生きがいある高福祉都市

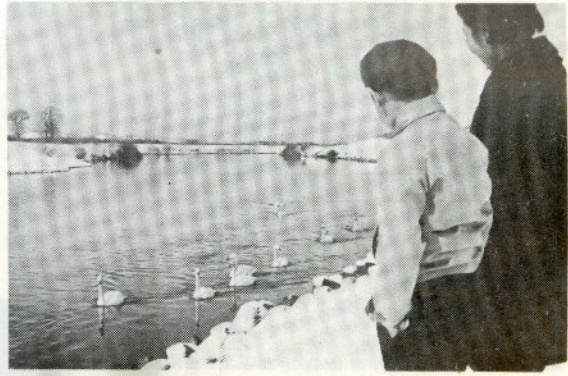
このような情勢に対処するため、民間企業の経営管理のあり方をも参考にして行政の運営については内部管理をも含めて総点検を実施し、徹底的合理、近代化を推し進める所存であります。

市町村を取り巻く環境のきびしさ、その中にある市町村が果さなければならぬ役割りの重要性和当面する課題について述べたところですが、次いで、これを背景とした昭和五十年一度一般会計予算の編成についてその概要を申し上げます。

緊縮財政を建前として

新年度の財政事情は、昭和四十九年度における大市な給与改定、扶助費等の義務的経費の著しい増高に加えて前年度新規採択となつた下水道建設や運動公園造成事業等の継続事業、また、広域農道、第二次構造改善事業、利藪農業等の農林事業費の増加など、かつてない困難な事態に直面しております。

1. 住みよい町づくりと生活環境の整備
 2. 生きがいのある高福祉都市への推進
 3. 市民を豊かにする農政を重点とした産業の振興
 4. 市民生活向上のための社会資本の充実
- これらは、地方公共団体本来の目的であることから緊縮財政を建前としながらも事業の厳選、効率化の検討は勿論、管理的経費の節減と合理化を図るため、職員の補充採用は行わないものとし、更に、庁用調達をはじめ、物件費の節約など各分野にわたって創意と工夫に努め、行政の効率化を図り財政の健全性を確保しながら施策の達成に懸命の努力を傾注する決意であります。



ハクチョウの群れに感嘆 17年ぶりの里帰り

市内毘沙門出身で、中国黒竜江省特丹江市に住んでいる山口しよさん(五一)と長男義春君(一〇)の母子が、さる二月九日十七年ぶりに里帰りし、母キヨさんらとなつかしい対面をしました。

しよさんは、昭和十五年満洲開拓団の一員として渡満、戦火に追われての悲惨な生活を送りながらも結婚、さる三十三年五月に一度里帰りしています。

現在、特丹江市で四人の家族と暮らしていますが、親さようだいにまた会いたくなり、その後生まれた義春君をつれだつての二回目の里帰り。今回は、半年あまり滞在し、生まれ故郷での

親子水入らずの生活をゆつくり楽しんでゆきたいという。

母キヨさんと、市庁舎を訪れたしよさんは佐々木市長に前回のときとまちなちの姿がすっかり変わっていることや、むこうでの生活など述べ、パンダの絵をかけた竹細工の掛軸などを贈りました。

このあと、佐々木市長のはからいで対馬窓口サービスマスクが案内し、鶴田町大性まで直行、岩木川を遊泳していたハクチョウを見物岸においてパンクズをやったり、餌づけになれて人なつこくなつたハクチョウと楽しいひとときを過ごしていました。

親切が 輪になる国体

五所川原

市では、五十二年におこなわれる、あすなる国体、五所川原会場にふさわしい標語を募集していましたが一般から百編、小、中学生から百二十九編の応募がありました。

先日、五人の審査員により審査した結果、次の方々が入選しました。

△一般の部
入選(二編)
●親切が 輪になる国体
市内湊 藤丸勝美

●国体を 世紀の花に
市内さつき町 三上清蔵
佳作(三編)
●国体へ 五心で市民
総参加 藤丸勝美
●国体で みせよう市民の
市内神山 斎藤由雄
●国体へ こそれ若さの
五所川原 三上清蔵

国体標語(五所川原会場) 決まる

●国体を りんごの赤い
●燃えよ国体 五心の花輪
●国体へ 緑と花の
●国体へ 緑で迎えて
●国体へ 市民ぐるみの
●花と緑で 高まる国体
●国体へ 市民ぐるみの
●花いっぱい 緑いっぱい
●国体へ 五万市民の力
●国体へ ぼくとあなたの
●太陽も 見ている市民の
●国体へ 緑の街で 豊かに開こう

●国体へ 五万市民の力
●国体へ ぼくとあなたの
●太陽も 見ている市民の
●国体へ 緑の街で 豊かに開こう

立会演説会のお知らせ

四月十三日(日)に執行される青森県議会議員一般選挙の立会演説会が、次の日程でおこなわれますのでみなさんのおいでをお待ちしております。

- △四月六日 午後七時 市民文化会館(ホール)
- △四月七日 午後七時 中川中学校
- △四月八日 午後七時 飯詰小学校
- △四月九日 午後七時 五所川原第三中学校
- △四月十日 午後七時 羽野木沢小学校

青森県議会議員選挙の投票日です。

県政に、大切なあなたの一票を行使しましょう。今回の選挙から在宅重度身障者、戦傷病者の方は郵便で投票ができることになりました。(三月一日付け市広報に詳報)

4月13日(日)

市の執務時間

夏時間に

市の執務時間が四月一日から変更になります。

◇月曜日～金曜日 午前八時三十分から午後四時四十五分まで(昼の休憩時間は午後零時～午後零時四十五分まで)

◇土曜日 午前八時三十分～午後零時十五分まで

昭和50年度 記念切手発行計画

| 発行予定日 | 切手の名称 | 料金 |
|--------|---------------------|---------|
| 50・4・3 | SLシリーズ第三集(八六〇一C十) | 20円二種連刷 |
| 4・15 | 昔ばなしシリーズ第七集(なみの浄土) | 20円二種 |
| 4・21 | 切手趣味週間(松浦屏風) | 20円二種連刷 |
| 5・10 | 第九回世界石油会議記念 | 20円二種連刷 |
| 5・15 | SLシリーズ第四集(九六〇一C五) | 20円二種連刷 |
| 5・24 | 国土緑化運動 | 20円二種連刷 |
| 6・10 | SLシリーズ第五集(七二〇一五〇) | 20円二種連刷 |
| 6・23 | 国際婦人年 | 20円一種 |
| 7・19 | 沖縄海洋博覧会記念 | 20円一種 |
| 8・8 | 自然保護シリーズ第七集(ハジマタクロ) | 20円一種 |
| 8・8 | 船シリーズ第一集 | 20円一種 |
| 9・9 | リンゴ一〇〇年記念 | 20円一種 |
| 9・9 | 船シリーズ第二集 | 20円一種 |
| 10・6 | 国際文通週間 | 20円一種 |
| 10・10 | 郵便貯金一〇〇年記念 | 20円一種 |
| 10・24 | 第三回国民大会記念 | 20円一種 |
| 11・25 | 自然保護シリーズ第八集(アカヒゲ) | 20円一種 |
| 12・1 | 昭和五十一年年賀 | 20円一種 |
| 12・1 | 船シリーズ第三集 | 20円一種 |
| 12・1 | 自然保護シリーズ第九集 | 20円一種 |
| 3・2 | 船シリーズ第四集 | 20円一種 |

昔の腕を発揮 お年寄りの作品展賑う

農家のおとしよりたちが日頃腕によりをかけて作った、「生活作品展」が、さる三月十三、十四の両日、七和農協で開かれ、終日にぎわいました。

七和地区は、さる四十八年から二カ年間、県の「農家高齢者生活開発パイロット事業」の指定を受けており、農家のおとしよりの生きがい対策として盆栽づくり、講習会などを開いたりおとしよりの積極的な社会参加をすすめてきました。

生活作品展もそのひとつで、作品をとおしてとくく家の中にひっこみがちなおとしよりのため、互いの連



七和農協で

糸編みの胴着、こより細工など、それぞれ腕におぼえのある作品およそ三百八十点を展示、孫に手をひかれたおとしよりたちが押しつけていました。

春季狂犬病の予防 注射と登録

△登録料 300円。△注射料 580円。ただし、日程外（獣医が家庭訪問したとき）注射した場合830円。

| 期日 | 実施場所 | 実施時間 | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 4月15日 | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.30 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 10.40~11.00 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 11.10~11.30 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 11.40~12.10 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~13.30 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 13.40~14.10 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 14.20~14.50 | | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | 15.00~15.40 | | |
| | 4月16日 | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.10 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.20~10.50 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | 11.00~11.20 | | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | 11.30~11.50 | | |
| 4月16日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 12.40~13.00 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.15~13.35 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.50~14.10 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.20~14.50 | |
| | | 4月17日 | 前前前前前前前前前前前前 | 15.00~15.30 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.10 |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 10.50~11.10 | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 11.20~11.40 | |
| | 4月17日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 11.50~13.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.10~13.40 |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 13.50~14.10 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 14.20~14.40 | |
| 4月18日 | | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.45~15.10 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~9.50 |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.00~10.20 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.30~10.50 | |
| | | 4月18日 | 前前前前前前前前前前前前 | 11.00~11.30 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 11.40~12.00 |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 12.50~13.10 | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 13.15~13.35 | |
| | 4月21日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.40~14.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.10~14.30 |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 14.40~15.00 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 15.10~15.30 | |
| 4月21日 | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~9.50 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.00~10.30 |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.40~11.10 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 11.20~11.40 | |
| | | 4月21日 | 前前前前前前前前前前前前 | 11.50~12.10 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~13.30 |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 13.40~14.10 | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 14.20~14.30 | |
| | 4月22日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.50~15.20 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.10 |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 10.20~10.50 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 11.00~11.40 | |
| 4月22日 | | | 前前前前前前前前前前前前 | 12.30~13.10 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.10~13.30 |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.40~14.10 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.20~15.20 | |
| | | 4月23日 | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.10~11.00 |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 11.10~11.40 | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 12.30~12.50 | |
| | 4月23日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~13.50 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.00~10.20 |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 10.30~10.50 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 11.00~11.20 | |
| 4月24日 | | | 前前前前前前前前前前前前 | 11.30~12.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~13.40 |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.00 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.30~11.00 | |
| | | 4月25日 | 前前前前前前前前前前前前 | 11.10~12.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~15.00 |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 9.30~10.20 | |
| | 前前前前前前前前前前前前 | | 10.30~11.30 | |
| | 4月28日 | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~14.00 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~11.00 |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 11.10~12.00 | |
| 前前前前前前前前前前前前 | | | 13.00~15.00 | |
| 4月30日 | | | 前前前前前前前前前前前前 | 9.30~10.20 |
| | | | 前前前前前前前前前前前前 | 10.30~11.30 |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 13.00~14.00 | |
| | | 前前前前前前前前前前前前 | 14.30~16.00 | |

特別割引です

沖繩海洋博の入場料

戦傷病者が入場する場合は、優待として入場料金が大幅に割り引くこととなり、ひとり四百円（普通入場券では、おとなの場合千八百円）で入場できます。

特別弔慰金の請求期限迫る

戦没者等の遺族に特別弔慰金（三万円）を支給する制度が、昭和四十年からおこなわれていますが、請求期限が迫っておりますので、まだ請求していない方は、市窓口サービス課で手続きをしてください。

加納氏十万円贈る

市内田町で、林檎販売業を営んでいる加納金作さん（六〇）から五所川原市教育振興会に十万円が贈られました。これは加納氏の還暦を祝してのものです。

戦傷病者 特別割引です

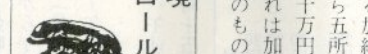
戦傷病者など、身体障害者に対しては、右の入場料金の割り引きのほかに、会場内に身障者センターを設け、車イスを貸与し、観覧指導がおこなわれます。

特別弔慰金の請求期限迫る

戦没者等の遺族は、戦没者等の子、兄弟姉妹です。ただし、昭和四十七年四月一日現在で、戦没者等の公務扶助料、遺族年金など

生活環境

住みよ環境づくりに



パトロール本部 ⑤ 1414

△発売期間 ことし七月一日から明年一月十八日まで

△利用の条件

博覧会会場ゲートで戦傷病者手帳の提示が必要です。

を受けている遺族がある場合は請求できません。

◇支給金額 三万円(国債)

◇請求期限 ことし五月二十八日まで

くわしいことは、市窓口サービス課におたずねください。



このほど、「都市計画法」の一部改正により、市街化区域と市街化調整区域に関する都市計画が定められていない、「未線引都市計画区域」でも、一定規模以上の開発行為については、開発の規制がおこなわれることになりました。これは、都市の環境の保全と災害の防止、利便の確保の見地などから実施するもので、四月一日から法の適用がされますので、具体的な開発許可の細目について紹介します。

△開発許可制度の新設

近年における人口と産業の既成市街地への集中に伴い、都市地域における無秩序な市街化が都市環境の悪化、公共投資の非効率化等の弊害をもたらしている状況を考慮し、農林漁業との健全な調和を図りつつこれらの弊害を除去して都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、新たに開発（宅地造成）を行う場合には事前に知事の許可（農地転用の許可とは別）を受ける必要になりました。

△開発行為とは

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うものをいいます。

- 1 土地の区画を変更するもの（ただし、分合筆等単なる権利区画の変更は除く）
- 2 敷地内に道路または排水施設等を設けるもの。
- 3 農地や山林等を宅地（建築物および特定工作物の敷地に供される土地）にするため、切土、盛土または整地を行うもの。
- 4 従前宅地であった土地に新たに切土または盛土を行なうもの（建築物の基礎構築のための根切等建築自体と不可分の工事を除く）
- 5 土の入替等地盤を改良するもの

6 敷地予定部分はそのままで、取付道路、排水施設を新設または整備するもの。

「建築」とは、建築物の新築、増築、改築または移転することをいう。

「特定工作物」とは、コンクリートプラント・アスファルトプラント・危険物の貯蔵、処理に供する工作物（第一種特定工作物）

ゴルフコース・野球場・庭球場・陸上競技場・遊園地・動物園・レジャー施設である工作物等・墓園（第二種特定工作物）

木線引 都計区 四月から開発規制

△新たに開発許可の対象となる区域と規模
市の都市計画区域内の土地で三、〇〇〇平方メートル（九〇九坪）以上。ただし、第二種特定工作物の建設のための場合一〇、〇〇〇平方メートル（三、〇三〇坪）以上。

△開発許可を受ける必要のない開発行為
1 直接農業、林業もしくは漁業の用に供する施設。
2 鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、義務教育施設等の公益上必要な建築物等のためのもの。
3 国、県、日本住宅供給公社等が行うもの。
4 土地区画整理事業、都市計画事業として行うもの。

5 災害のための応急措置として行うもの。
6 竣功認可前の埋立地において行うもの。
7 仮設建築物、車庫、物置等のため、または用途変更がともなわない改築のためのもの等軽易なもの

△開発許可の基準その他
道路、公園、上下水道などの公共施設が整備された良好で安全な都市環境を確保するため、原則としてすべての開発行為は次のような基準に適合しなければ許可が与えられない。（ただし、④ 自己の居住または業務の用に供する建築、自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設の場合①③⑥⑧⑨⑩と⑬の基準。⑫ 自己の業務の用に供する第二種特定工作物の建設の場合③⑥⑧⑩と⑬の基準。⑭ 自己の業務以外の用に供する第二種特定工作物の建設の場合は、③④⑥⑦⑧⑩⑫と⑬の基準だけが適用される。）

① その土地に建築と建設を予定する建築物等の用途が用途地域に適合していること。
② 道路、広場、公園、消防水利等の公共空地が環境の保全上、災害の防止

上からみて適切に配置されていること。
③ 排水施設がその土地の区域内の下水を有効に排水し、周辺の地域に溢水等の被害を生ぜしめないように配置されていること
④ 給水施設が必要を充たすように適切に配置されていること。
⑤ 二〇ヘクタール以上の住宅団地を作るための開発行為にあつては、教育施設、購買施設等利便施設が適切な位置と規模で配置されていること。
⑥ 地盤の安全、がけの保護等の防災措置が適切に講ぜられていること。
⑦ 原則として、災害危険区域、地すべり防止区域等の区域内でないこと。
⑧ 環境保全のため、植物の生育、樹木の保存、表土の保全等の措置が適切に講ぜられていること。（一ヘクタール以上の開発行為の場合）
⑨ 環境保全のため、騒音振動等の防止上必要な緑地帯、緩衝帯が配置されていること。（一ヘクタール以上の開発行為の場合）
⑩ 四〇ヘクタール以上の住宅用地を作るための開発行為にあつては鉄道等の輸送の便に支障がないこと。
⑪ 開発者に開発行為を行うために必要な資力と信用があること。

⑫ 工事施行者に工事を完了するために必要な能力があること。
⑬ 開発行為の工事の実施の妨げとなる権利者の同意を得ていること。その他、申請に際して、道路公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防施設の公共施設の管理者の同意、協議を得ていること。

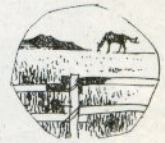
△建築等の制限

用途地域が定められていない地域内で許可する際、建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置等建築物の敷地構造、設備について必要な制限を定めることがある。建築物等の用途も申請に際した予定建築物等の用途に適合しなければならない。建築物等を建てる時期については、開発行為に関する工事を完了し当該工事の完了した旨の公告後でなければ建築若しくは建設することはできない。

△他法令との関係

農地法による農地転用の許可、森林法による開発行為の許可等とは調整をとりながら同時に公布することになるのそれぞれの申請は同時にそれぞれの窓口に申請すること。
建築基準法による建築確認申請の際には、都市計画法の規定に適合していることを証する書類を添付すること。

おしらせ



農業者年金

加入手続きを早く

農業者年金に未加入の人で、現在国民年金に加入している大正五年一月二日以降に生まれた人で、自分名義の農地五十アール以上の農業経営主と、その後継者が加入できます。(一家で二人まで加入できます。また、自分名義の農地三十アール以上五十アール未満の人で、現在国民年金に加入している大正五年一月二日以降に生まれた人で、自分名義の農地五十アール以上の農業経営主と、その後継者が加入できます。)

十アール以上五十アール未満の農業経営主(年間労働時間七百時間以上の園芸施設経営主等)も加入できます。

加入の手続きは農協で行なっています。加入の手続きが、おくれますと加入できません。

農地等買入資金の融資
農業者年金加入者が、離農しようとする人から農地等を買入れ入れて経営規模の拡大を図ろうとする場合、その農地を買入れ入れるために必要な資金の貸付けを行なっています。

貸付条件
利率 年 三分
貸付額 三十万円以上
限度額なし

返済方法 元利均等年賦 支払い
償還期限 三十年以内

※貸付け対象農地は農振法で定められている農用地区域内の農地で、三十アール以上買受けけるものに限りています。

返済方法 元利均等年賦 支払い
償還期限 三十年以内

※貸付け対象農地は農振法で定められている農用地区域内の農地で、三十アール以上買受けけるものに限りています。



国民年金へ加入

国民年金には、いろいろの届け出があります。この届け出が、どういう場合に必要であるか、また正しい手続きのしかたを知っていませんと、国民年金に加入する義務があつても加入もれとなつたり、年金を受ける権利がありながらももらえないということになります。

あなたの国民年金の権利を守るため、次のようなどは、市窓口サービス課、

各種手続きはお忘れなく

また、市支所(戸籍事務のあるところ)で手続きをしてください。

△加入する人は
二十歳になつたり、会社をやめた人は、新しく国民年金に加入することになり

また、市支所(戸籍事務のあるところ)で手続きをしてください。

△任意加入を希望する人
サラリーマンの奥さんなどで、国民年金に任意加入を希望する人は、国民年金の「被保険者資格取得」の「被保険者資格取得」の届出を出してください。

△脱退する人は
国民年金加入後に共済組合や厚生年金、船員保険制度に加入した人は、国民年金を脱退することになりますので、国民年金の「被保

農地等買入資金の融資
農業者年金加入者が、離農しようとする人から農地等を買入れ入れて経営規模の拡大を図ろうとする場合、その農地を買入れ入れるために必要な資金の貸付けを行なっています。

貸付条件
利率 年 三分
貸付額 三十万円以上
限度額なし

返済方法 元利均等年賦 支払い
償還期限 三十年以内

※貸付け対象農地は農振法で定められている農用地区域内の農地で、三十アール以上買受けけるものに限りています。

くわしくは、農業委員会にご相談ください。

離農給付金の支給
自作地三十アール以上について、農業をいとなんで五年以上農業を行なうか農業に従事していた人が、離農した場合に、七十七万円、または三十三万円の離農給付金が支給されます。

支給要件
①農業経営の用に供している自作地または小作地の全部を処分して農業経営をやめるか、または十アール以下の規模に農業を縮小すること。

②自作地は「適切な第三者」に所有権を移譲するか

くわしくは、農業委員会にご相談ください。

離農給付金の支給
自作地三十アール以上について、農業をいとなんで五年以上農業を行なうか農業に従事していた人が、離農した場合に、七十七万円、または三十三万円の離農給付金が支給されます。

支給要件
①農業経営の用に供している自作地または小作地の全部を処分して農業経営をやめるか、または十アール以下の規模に農業を縮小すること。

②自作地は「適切な第三者」に所有権を移譲するか

くわしくは、農業委員会にご相談ください。

離農給付金の支給
自作地三十アール以上について、農業をいとなんで五年以上農業を行なうか農業に従事していた人が、離農した場合に、七十七万円、または三十三万円の離農給付金が支給されます。

支給要件
①農業経営の用に供している自作地または小作地の全部を処分して農業経営をやめるか、または十アール以下の規模に農業を縮小すること。

②自作地は「適切な第三者」に所有権を移譲するか

または十年以上の使用収益権の設定をすること。
小作地は、使用収益権の設定もしくは移転を行なうか、または地主に返還すること。

※「適切な第三者」とは
▽農業者年金の加入者(後継者で後継者加入をしているものは除かれます。)
▽農業者年金の加入者でない場合
農地等を譲り受ける時点で、年齢が六十歳未満で、次のア、またはイ、のいずれかに該当する者
ア、自分名義の経営農地が五十アール以上ある経営主。

または十年以上の使用収益権の設定をすること。
小作地は、使用収益権の設定もしくは移転を行なうか、または地主に返還すること。

※「適切な第三者」とは
▽農業者年金の加入者(後継者で後継者加入をしているものは除かれます。)
▽農業者年金の加入者でない場合
農地等を譲り受ける時点で、年齢が六十歳未満で、次のア、またはイ、のいずれかに該当する者
ア、自分名義の経営農地が五十アール以上ある経営主。

または十年以上の使用収益権の設定をすること。
小作地は、使用収益権の設定もしくは移転を行なうか、または地主に返還すること。

※「適切な第三者」とは
▽農業者年金の加入者(後継者で後継者加入をしているものは除かれます。)
▽農業者年金の加入者でない場合
農地等を譲り受ける時点で、年齢が六十歳未満で、次のア、またはイ、のいずれかに該当する者
ア、自分名義の経営農地が五十アール以上ある経営主。

市政ダイヤル
市政についての
行事や予定は

⑤ 4321

に相談ください。

四月十日から「婦人週間」のことしは「国際連合が宣言した「国際婦人年」の年でもあります。

この婦人週間と国際婦人年を記念した「青森、岩手、秋田合同婦人会議」が、青森婦人少年室などの主催で四月二十五日(金)午前十時半から青森市民文化センター(青森市松原一丁目五

で開かれます。「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」をテーマに、当日は、労働省婦人少年局長の森山真弓氏の特別講演のほか、六部会に分かれ参加者全員による討議をおこないます。婦人、男子にかかわらず自由に参加できますので、みなさんのおいでをお待ちしております。

なお、参加についての詳しいことは、青森婦人少年室(電話、青森05-1-0333番)にお問い合わせください。

広報紙の早期配布にご協力願います